特定非営利活動法人 毛呂山町学童保育の会　運営規約

第1条（名称）

1. この会の名称は特定非営利活動法人毛呂山町学童保育の会と称して事務所を毛呂山町川角309番地1に置く。

第2条（目的）

この会は会員相互の理解と協力により放課後等に保護者が家庭にいない児童に対し適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図るため次の事業を行う。

児童福祉法第6条の3第2項

第3条（事業）

この会は第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 学童保育を自主的、民主的に運営するための一切の業務。
2. 学童保育の向上に関する研究と実践。
3. この会は第2条の目的達成のため必要な個人、団体と協力して運動を進める。
4. その他会が必要とする諸活動。

第4条（会員）

会員とは、会の趣旨に賛同し、本規約に同意した上で、入会を申込み、当会が会員として承認した保護者及び特定非営利活動法人理事、職員等運営委員会又は総会で認められた者によって構成する。

第5条（機関）

この会に次の機関を置く。

1. 総会
2. 運営委員会
3. 理事会
4. 支援員会
5. 各行事実行委員会

第6条（総会）

総会はこの会の最高決議機関であり活動方針、活動報告、予算、決算を審議し、役員の選出規約の改廃などを行う。

1. 通常総会は、毎年1回　4月または5月に開催する。
2. 臨時総会は次の場合に開催する。
   (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
   (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
3. 各会員は、総会に必ず出席することとする。やむを得ず総会に出席できない会員は、その権限を他の役員に委任することができる。
4. 総会は、会員の3分の1以上の出席をもって成立する。但し委任状も含める。

第7条（運営委員会）

運営委員会は総会に次ぐ決議機関であり次の事項を審議決定する。

1. 予算、年間活動方針の具体化
2. 利用料その他徴収金に関すること
3. 行政への要望事項に関すること
4. その他規約、方針に基づいた具体的な活動
5. 運営委員会は年4回開催する。

第8条（理事会）
理事会は次の事項を審議決定する。
1. 常勤支援員、臨時職員等雇用、人事に関する事
2. 学童運営の指針に関する事
3. 行政、連絡協議会に関する事
4. 理事会は必要に応じ代表理事が招集して行う

第9条（支援員会）
支援員会は次の事項を審議決定する。
1. 学童内の生活をより豊かなものにする事
2. 学童保育の役割、支援員の仕事の専門性を高める事
3. 1日の流れ、1年間の行事等の計画、準備をする事

第10条（理事会構成員）
この会の理事構成員は以下の通りとする。
1. 代表理事　1名
   副理事　2名
   理　事　若干名
   監　査　1名
   保護者会役員 6名
   支援員主査　1名
2. 役員の任期は通常総会の翌日から翌年の通常総会の日までの期間とし、再任はやむを得ない。
3. 役員に欠員が生じた場合、理事会の承諾を経て補充できる。
4. 任期は前任者の残任期間とする。

第11条（職員）
雇用契約者は、次の通りである。
1. 常勤支援員
2. 非常勤支援員（臨時職員）
3. 学生アルバイト
4. 事務局員
尚、代表理事には、役員手当を支払うものとする。

第12条（入会）
1. 各学童保育所を利用しようとする児童の保護者はこの会に入会し、所定の書類を提出の上、初回利用料とともに学童入会金を納めるものとする。
2. 入会希望者は、入会申込みに関わる必要事項について真実を記入しなければならないものとし、虚偽の記載をした場合には、入会を拒否し、入会承認後であっても取り消すことができるものとする。
3. 会員は入会時に食物・薬・動植物等のアレルギー、病気、障害の有無を申し出る必要があるものとする。
4. 新入学児童の保育開始は、4月１日からとする。
5. 会員は、届出内容に変更があった場合には、速やかに所定の方法にて変更の届出を行う。
6. 但し夏休みのみの臨時利用者については入会の必要はないものとする。

第13条（利用にあたっての留意事項）
1. 利用者が欠席をする場合には、保護者は電話その他の連絡方法により学童に届け出ること。
2. 感染症の発生により、他の利用者への感染の恐れがあると認められる場合は、学童保育所は利用者に対して登所を禁止することができる。

第14条（休会）
事情により一時的な休会を認める。休会は1ヶ月単位とし、利用料は1,000円とする。
休会届を2週間前までに提出する。

第15条（退会）
この会を退会しようとする会員は、所定の書類を2週間前までに理由を記入し提出することにより退会するものとする。

第16条（財政）
この会の運営は利用料、入会金、委託金、その他の収入によって行う。

第17条（利用料）
1. 各学童保育所利用料は町の条例の定めるところによる。
2. 入会金及びおやつ代は別途徴収する。
3. 利用料は前払い制とし、毎月末日までに納入する。

第18条（開所日及び保育時間）
学童保育所の保育時間は次の通りとする。
1. 平日(月～金)　学校下校時から午後6時30分まで
   土曜日　午前7時45分から午後6時まで
2. 土曜日以外の学校休業日(創立記念日、振替休日、長期休業日)午前7時45分から午後6時30分まで
3. 規定にかかわらず必要と認めた場合は臨時開所することができる

第19条（時間外保育）
やむを得ない事情によりお迎えが最終保育時間午後6時30分（土曜日は午後6時）を過ぎる場合は支援員の了解が得られた場合に限り時間外延長保育を利用できる。
1. 時間外延長料金は児童1名につき15分ごとに250円とする
2. 利用時間は最長午後7時（土曜日は午後6時）までとする
   （利用者はお迎え時に料金を支援員に支払う）

第20条（児童の送迎）
1. 児童の帰宅は、保護者または学童に事前に申し出があった者が来ることを原則とする。
2. 又、一日開所日の登所についても学童施設内まで保護者が責任を持って児童を送り届ける。

第21条（閉所日）
学童保育所の休日は、次の通りとする。
1. 日曜日
2. 国民の祝日に関する法律に規定する休日
3. 夏季休業(期間は運営委員会で決定する)
4. 1月2日、同月3日、および12月29日から同月31日
5. ただし特別な事情がある場合はこの限りではない

第22条（安全管理）
1. この会は各学童保育所の利用児童の健全な育成が図られるよう衛生及び安全が確保された整備を整え、常に児童の安全管理に細心の注意を払うものとする。
   また職員に対しても同様とする。
2. 非常時の開所・閉所等に関しては、運営委員会で予め定めるところによる。
   災害時に備えて、運営委員会で連絡・協力体制をとり、保護者会の協力を仰ぐものとする。

第23条（保険加入）

1. 万一の事故に備え、各学童保育所に入所する児童は、この会の指定する保険に加入する。
2. 保険料は受益者負担とする。
3. 何れの保険を使用した場合も生じた免責金は個人負担とする。
4. 保護者は、事故に対して誠意をもって対処する。
5. 事故等の場合は、その保険の規定範囲内において補償を請求するものとし、保険の対象を超える賠償請求をすることはできない。

付則

1. この会則は、平成15年4月1日より実施する。
2. この会則は、平成18年4月1日より一部改正実施する。
3. この会則は、平成21年4月1日より一部改正実施する。
4. この会則は、平成23年4月1日より一部改正実施する。
5. この会則は、平成27年4月1日より一部改正実施する。
6. この会則は、平成28年4月1日より一部改正実施する。
7. この会則は、平成31年4月1日NPO法人へ移行のため改訂、決議後実施する。
8. この会則は、令和2年4月1日より一部改正実施する。
9. この会則は、令和4年4月1日より一部改正実施する。
10. この会則は、令和6年4月1日より一部改正実施する。
11. この会則は、令和7年4月1日より一部改正実施する。